

## 忠岡町自治振興協議会加入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、忠岡町内における各自治振興協議会(以下「協議会」という。)が自治会加入促進活動のために実施する事業に要する経費を補助し、もって自治会活動の充実、地域力の向上等を図ることを目的として、自治振興協議会加入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにつき、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2条 この要綱に定める補助の対象となる経費は、自治会未加入世帯に対し加入促進を図る事業(以下「自治会加入促進事業」という。)に要する経費(人件費を除く。)とする。

2 補助金の額は、前項に規定する事業経費とし、5万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする協議会は、自治振興協議会加入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて所定の期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 自治会加入促進事業に係る事業計画書(様式第2号)
- (2) 自治会加入促進事業に係る収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金交付指令書(様式第3号)により通知するものとする。

### (実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた協議会は、補助事業が完了したときは、速やかに自治振興協議会加入促進事業補助金実績報告書(様式第4号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自治会加入促進事業に係る事業報告書(様式第5号)
- (2) 自治会加入促進事業に係る経費の領収書(写し)
- (3) 自治会加入促進事業に係る成果物(成果物がない場合は、事業内容がわかる写真等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (補助金の交付請求)

第6条 町長は前条の規定による実績報告書を受理したときは、書類の審査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定指令書(様式第6号)により協議会に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金額確定指令書を受けた協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日の属する年度末までに、自治振興協議会加入促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱の規定により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定の変更を行った場合において、既に補助金が交付されている場合においては、期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。